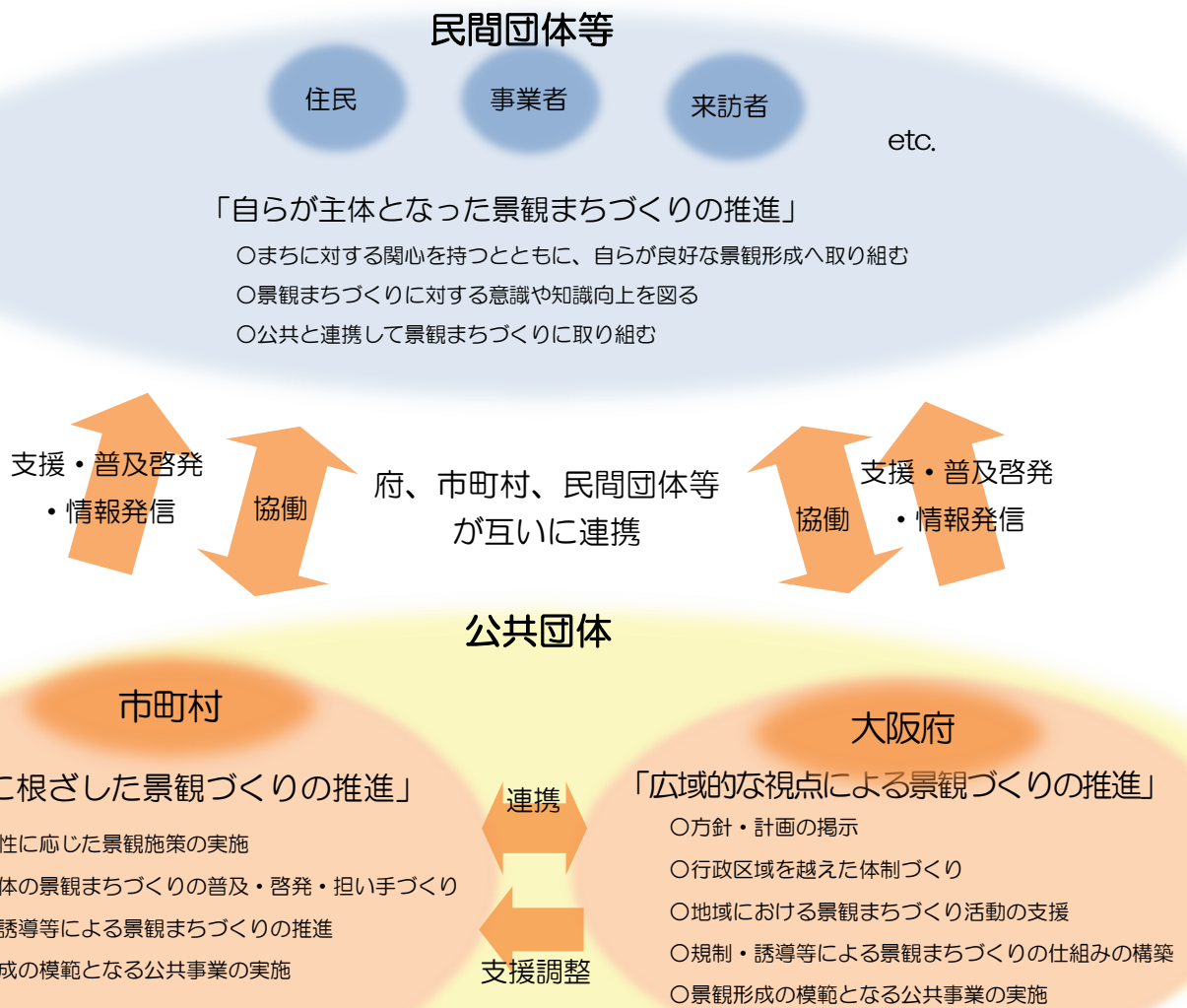


## IX 景観まちづくりの推進体制

○府民共通の資産となる良好な景観の形成のためには、「府民・事業者、来訪者などの民間団体等」、「市町村」、「大阪府」がそれぞれの役割を十分に認識し、連携して取り組みます。

○地域に根ざした良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係することからもっとも住民に近い基礎自治体である市町村の役割が重要です。そのため、大阪府は市町村の景観行政団体化を推進するとともに、行政区域を越えた広域的な景観形成の推進と、市町村の景観行政の支援調整に努めます。



## X フォローアップと評価・検証

○本ビジョンについては、社会経済情勢や景観づくりを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、必要に応じて見直しを実施します。

○景観づくりに関する事業や取組状況については、フォローアップ、評価・検証する仕組みをつくり、その結果を取組みに反映していきます。